

2024年9月6日

各 位

会 社 名 株式会社インテリックス

代表者名 代表取締役社長 俊成 誠司

(コード8940 東証スタンダード)

問合せ先 取締役執行役員 中拂 一成

TEL 03-5766-7070

当社及び当社子会社の従業員に対する 譲渡制限付株式の付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます。)の従業員に対する譲渡制限付株式(以下「本株式」といいます。)の付与としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処	分	期	日	2024年10月1日
(2)	処分する株式の種類				当社普通株式 57,200株
	及	T	ĸ	数	当性盲題体式 57,200休
(3)	処	分	価	額	1 株につき657円
(4)	処	分	総	額	37, 580, 400円
(5)	処分先及びその人数				当社グループの従業員 286名 57,200株
	並びに処分株式の数				

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年7月に創立30年を迎えるにあたり中長期的な企業価値の向上を図るため、当社グループの従業員に対し、当社グループの持続的な成長へのインセンティブを従来以上に高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社グループの従業員を対象とした本株式を付与することといたしました。

本株式付与は、当社グループの一定の雇用条件及び勤務状況を満たす従業員(以下「対象従業員」といいます。)に対し、本株式を割り当てるために当社グループの各取締役会決議に基づき金銭債権を付与し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象従業員に当社の普通株式を処分し、これを保有させるものです。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)の 払込期日から1年間(2024年10月1日から2025年9月30日)とし、対象従業員は、上記期間 中は、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとす る。

(2) 譲渡制限の解除条件

原則として、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されるものとする。 ただし、対象従業員が譲渡制限期間中に死亡その他当社取締役会が正当と認める事由により退職した場合、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、対象従業員による法令違反その他当社取締役会が定める事由等に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本株式の付与に基づき対象従業員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2024年9月5日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である657円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上